

第4編 行政通則

第1章 組織・処務

○北河内4市リサイクル施設組合事務局の 内部組織に関する条例

（平成16年6月1日）
条例第3号

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第158条第1項の規定に基づき、北河内4市リサイクル施設組合（以下「組合」という。）の内部組織を定め、事務処理の円滑を図ることを目的とする。

（事務局）

第2条 組合に事務局を置く。

（委任）

第3条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年6月1日から施行する。